

2020年3月19日
トライアングル少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別お取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
当社では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、以下取扱いを致します。

1. 保険料払込の特別取扱いについて

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響により保険料の払込が困難な場合、お申し出いただいた月から翌月から最長6か月間保険料の請求を停止し、保険料の払込を猶予いたします。ご希望のご契約者様は、当社「ご契約者様サポートセンター」までご連絡ください。
- ・この特別取扱いに関するお申し出の受付期間は、2020年3月23日から2020年5月31日までといたします。

2. 保険金・給付金等のお支払いについて

①保険金・給付金のお支払い対象

- ・医師の指示より被保険者様が医療機関に入院された場合は、新型コロナウイルス感染に関する検査結果にかかわらず、当社医療保険における給付金のご請求対象となります。
- ・新型コロナウイルス感染症により被保険者様がお亡くなりになられた場合は、当社死亡保険における死亡保険金のご請求対象となります。

②保険金・給付金の簡易取扱いについて

- ・新型コロナウイルス感染症を原因とする保険金・給付金のご請求については、お客様のお手続きのご負担を減らすため、必要な書類を一部省略する対応をいたします。

【お問い合わせ先】

経営管理部

通話料無料 0120-975-062

午前9時～午後6時

(日・祝・年末年始等の休業日を除く)